

No	質問の宛先	質問	回答	質問受付日
1	大阪府	提出書類（3）の添付書類は、大阪市、兵庫県にも提出する必要があるか。	申請書類については、添付書類も含め、7月20日（木曜日）必着で、各自治体の担当部署あてにそれぞれ提出していただく必要があります。	7月3日
2	大阪府	審査会は、8月8日に合同開催ということだが、プレゼンテーションも合同か。また、リアル開催か。	プレゼンテーションについては、できる限り3府県市合同で同一会場で実施する方向性ですが、全体の申請件数の状況により複数回実施していただく可能性もありますので、あらかじめご了承ください。 なお、オンラインではなく、リアルでの開催を予定しています。	7月3日
3	大阪府	事業計画書（第1-2号）はの代表者名を記載する欄は、法人代表ではなく、権限がおりている担当部署の長でもよいか。過去の例を踏まえて可能な範囲で教えてほしい。	法人において、申請の権限がある方であれば可能です。 なお、補助事業実施期間に、人事異動等により代表者に変更があった場合は速やかにご連絡ください。	7月3日
4	兵庫県	申請書類に不備がない場合、申請企業は必ずプレゼンテーションを実施できますか。（申請企業数が多い等、書類選考が実施される可能性の有無について）	書類選考は実施せず、申請事業者の皆様はプレゼンテーションを行っていただきます。	7月3日
5	兵庫県	プレゼンテーションに関する詳細情報は、いつ頃HPに掲載予定ですか。（与えられるプレゼンテーション時間等）	プレゼンテーションの詳細については、公募〆切後に申請事業者あて各自治体よりご連絡いたします。	7月3日
6	兵庫県	公募要領 4(1) 補助事業の申請者について 共同事業者については補助事業に対する一部経費負担する事業者となっておりますが、共同事業者の経費負担について、一旦、全事業費を代表事業者で立替えのうえ、共同事業者に負担経費を請求する形を想定しておりますが、そのようなスキームで問題ないでしょうか？	代表事業者が全額立替えのうえ事業を遂行されることについては、問題ございません。 共同事業者との精算については、申請書に記載した経費負担に基づき、各社間での協議のもと、適切に行ってください。（各自治体は代表事業者への補助金支払い後、共同事業者との精算については関与しませんのでご留意ください。） なお、各府県市における補助金は額の確定後、代表事業者に対して、各自治体より確定額の全額を支払います（共同事業者それぞれに対して個別には支払いません）。	7月5日
7	兵庫県	公募要領 6(1) 提出書類について 申請にあたっての提出書類について、(ウ)、(エ)については、共同事業者についても必要との理解がよいでしょうか？また、様式第1号の2 誓約書についても共同事業者分は必要になりますでしょうか？	共同事業者については、(1)のウの(ア)～(エ)の書類及び様式第1号の2 誓約書をご提出ください。 なお、大阪府補助金及び大阪市補助金も申請される場合は、同様に共同事業者についても、各自治体に対して下記添付書類が必要となりますので、ご留意ください。 ・ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）※原本 ・ 直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）※コピー可 ・ 「4（2）応募要件・資格」A及びBに係る納税証明書（次の2通）※原本 （a）府・市税事務所発行の「府・市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書 （b）税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書 ・ 事業や法人の紹介パンフレット等※コピー可 ・ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-3号）※コピー可 ・ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-4号）※コピー可	7月5日
8	大阪府	提出書類（3）ウ（b）「税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書」につき、こちらは電子納税証明書を印刷したコピー（not紙の原本）で問題ないでしょうか？ 昨年、大阪府向けには電子納税証明書のコピーで問題ない旨を確認させて頂きましたが、兵庫県、大阪府向けにも同様に確認させて頂ければ幸いです。	電子納税証明書を紙に印刷したもので問題ありません。 兵庫県、大阪府も同様です。	7月6日
9	大阪府	提出書類には昨年同様に代表者の押印・捺印等は不要との理解ですが、正しいでしょうか？	申請書類への押印は不要です。	7月6日
11	兵庫県	県税の納税記録が無い場合、提出書類ウ（a）県税の証明書「納税証明書（3）」は提出不要との理解で宜しかったでしょうか？	県税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成の上、他の提出書類とともに県にご提出ください。なお、大阪府、大阪府市共に同様の手続となります。 【申立書記載事項】 ① 申請先の自治体に対して、納税義務を負っていない旨 ② ①により、提出が出来ない書類の名称	7月6日
12	兵庫県	尼崎フェニックス事業用地について、実証のフィールドとして活用は可能か？	空飛ぶクルマに関連するデモフライトや実証実験フィールドとして、基本的に使用は可能です。 使用に際しては、使用する場所や面積、期間や予定している万博会場外駐車場工事などと、調整や協議が必要のため、まずは県の所管課（港湾課：078-362-3536）にお問合せください。	7月6日
13	兵庫県	公募要領 6(1) 提出書類について、現在事項全部証明書、納税証明書につきましては原紙が必要でしょうか？	提出書類ウの証明書関係の書類もデータでの提出で結構です。原本は必要ございません。 なお、大阪府、大阪府市は原本の提出が必要ですので、ご留意ください。	7月7日

14	兵庫県	2022年度の成果報告書を共有いただくことは可能か(事前調査レポートの内容を含む)	県は、2022年度に「空飛ぶクルマ実装促進事業」を実施していないため成果報告書はありませんが、大阪府の2022年度補助事業の成果については、「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」の第9回協議において成果報告を行っていますので参照ください。 報告資料大阪府HP https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/evtol009.html	7月7日
15	兵庫県	募集要綱では人件費は対象外と記載ありますが、以下の項目で費用計上する場合は対象になりますでしょうか 例：システム開発費に係る工数→システム開発費 報告書作成にかかる工数→調査費 上記人件費が対象となり、費用計算する場合、単金は健保等級が適用されるのか、各社の個別レートか	補助事業者が左記業務を直営で実施される際の人件費は、補助対象外となります。システム開発及び報告書作成業務を他社へ外注する場合は、委託料として補助対象経費となります。	7月7日
16	大阪市	□大阪市内に本支店を有する法人の市町村民税について 共同事業者について、大阪市内に本支店が無い場合は、納税証明書の取得はご不要としても宜しいでしょうか。 (不要となる場合、代替で必要な書類等ございましたら、ご教示頂けますと幸いです。)	NO.11の回答をご参照ください。	7月7日
17	大阪市	□提出書類の送付方法について 昨年度は大阪府宛宅急便にて手配させて頂いており、同様の手配で宜しいか、ご確認頂けますと幸いです。	提出書類の送付方法について 送付方法について指定はありませんが、特定記録郵便や宅配便など、できる限り提出書類の到着をご確認いただける方法での発送を推奨します。 また、発送の際は必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。)	7月7日
18	大阪市	・直近1か年分の法人市民税の納税証明書について 現在弊社では令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の申告・納税前につき、現状は令和4年度分の納税証明書を発行出来ないことを市税事務所へ確認させて頂きました。 つきましては令和3年度分にて証明書発行頂くべく、申請すませさせていただきます。(令和4年度分の証明書は8月上旬頃発行可能となる予定です。令和4年度分の証明書が必要な場合は追加で提出させて頂くことで宜しいでしょうか。)	公募要領6の【提出書類】(3)ウの納税証明書は、申告時期に関わらず、交付申請時点において、提出することができる直近年度の各証明書をご提出ください。今後申告を予定されている令和4年度分の証明書については、不要です。	7月7日
19	兵庫県	事業計画書の経費区分の金額について、大阪府、大阪市、兵庫県へ申請行なう場合、経費金額、補助事業申請金額はどのように記載するのか? 例えば、1,500万円の案件の際にはどうなるか?	経費金額については、補助事業の総額を記入いただき、「補助事業申請額」欄については、申請する自治体への補助事業申請額をご記入ください。 なお、「備考」欄へは、併せて申請される自治体への補助金申請額をご記入ください。 例) 補助事業総額1,500万円の場合 【兵庫県への申請書について】 ・「補助事業に要する経費」欄：1,500万円 ・「補助事業申請額」欄：375万円 ・「備考」欄：大阪府(375万円)、大阪市(187.5万円)	7月7日
20	大阪府	6番の「共同事業者との精算については、申請書に記載した経費負担に基づき、各社間での協議のもと、適切に行ってください。」とのご回答をふまえ申請事業者と共同事業者間での精算方式や契約形態(例：委託契約方式を取る等)については、申請事業者と共同事業者間の取り決めに一任されており大阪府、大阪市、兵庫県からの特段のご指定は無いと理解して宜しいでしょうか。	申請事業者と共同事業者との精算方式については、各自治体は関与いたしません。が、公募要領2の《留意点》の「外部委託の制限」や、5の補助対象経費の「留意点」など、契約に関する定めについてもご留意ください。	7月7日
21	大阪府	交付申請書内の「3.経費配分案」の項目内で、「補助事業申請額」、「補助金以外の経費負担」の記入欄がございますが、複数自治体の補助金に応募する場合、提出先の自治体分に関する申請額、自社の経費負担額を記載すればよろしいでしょうか。 例：事業総額400万円、大阪府への申請額200万円、大阪市の申請額100万円、民間負担100万円の場合、大阪府への交付申請書には補助事業申請額：200万円、補助金以外の経費負担：200万円の記載でよろしいでしょうか。	「補助事業申請額」欄については、申請する自治体への補助事業申請額をご記入ください。 また、「備考」欄へは、併せて申請される他の自治体への補助金申請額をご記入ください。 なお、補助金以外の経費負担額については、補助事業の総額(補助事業に要する経費)から申請する各自治体への補助事業申請額の合計額を差し引いた金額(事業者負担分)をご記入ください。 例) 補助事業総額 400万円の場合 【大阪府への申請書について】 ①「補助事業に要する経費」欄：400万円 ②「補助事業申請額」欄：200万円 ③「備考」欄：大阪市(100万円) ④補助金以外の経費負担：100万円(①-②-③)	7月12日
22	大阪府	実証事業を実施するにあたり、必要なデータ等の情報取得費用は補助の対象となるか。	補助事業実施にあたり直接必要と認められるデータ等の取得にかかる費用については、補助対象となります。(公募要領「5 補助対象経費」の留意点に掲げる補助対象外経費を除く) ただし、審査において必要と認められた経費に限ります。また、「外部委託の制限」など契約に関する定めにもご留意ください。	7月12日
23	大阪府	提出書類に関し、「協力事業者」に関するものは不要との理解で良いでしょうか?	提出書類の添付書類について、「協力事業者」に関するものは不要です。	7月12日

24	大阪府	公募〆切期限が20日（木）で郵送ですが、持参での20日提出は可能でしょうか。	<p>提出書類は、公募要領6「申請方法」において、「7月20日（木）必着での郵送」としていますが、直接持参いただくことが可能な場合は、各申請自治体担当課へご持参いただいても構いません。</p> <p>ご持参で提出される場合は、必ず事前に下記自治体担当課まで来庁日時をお電話でご連絡の上、下記のとおり各申請自治体の担当課へご提出ください。</p> <p>大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課 06-6210-9483 （土、日、祝日を除く、午前9時から午後6時まで）</p> <p>兵庫県産業労働部新産業課 078-362-3054 （土、日、祝日を除く、午前9時から午後6時まで）</p> <p>大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課 06-6615-3726 （土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）</p> <p>なお、兵庫県に申請される場合は、提出書類をメールでデータ送付によりご提出いただくことも可能です。</p>	7月14日
25	大阪府	7審査方法に関連し、プレゼンテーション時の出席者は代表事業者、共同事業者、協力事業者 各者から出席可能でしょうか？人数の制限があればご教示ください。また、プレゼンテーション時の説明資料に関する送付期限をご教示頂けると幸いです。	<p>プレゼンテーションの出席者は、代表事業者以外に、共同事業者、協力事業者も出席可能です。</p> <p>説明者（代表事業者）を含め、最大5名まで出席可能です。</p> <p>また、交付申請時にご提出いただいた事業計画書とは別に、審査会説明用としてプレゼンテーション資料を作成いただくことも可能です。</p> <p>その場合は、当日の審査会場にPC端末とプレゼンテーション用データ、そしてプレゼンテーション資料を必要部数印刷してご持参いただきます。</p> <p>兵庫県、大阪市についても同様の取り扱いになります。</p> <p>なお、当日のプレゼンテーション実施方法及び準備物の詳細は、公募締切日の7月20日以降に、各申請自治体より代表事業者あてご案内いたします。</p>	7月12日